

## 別紙－2 廃棄物の排出海域

排出海域は、島間港から北北西へ約 5km 離れた、水深約 60m の北緯 30° 30′ 34.0″、東経 130° 50′ 25.0″ を中心とした半径 500m の円に囲まれた範囲内（以下「当該排出海域」という。）とした（図 1）。

当該排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を越えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省令第 28 号。以下「省令」という。）」第 6 条第 1 項に規定する IV 海域に該当する。しゅんせつにより発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年 法律第 136 号）」第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める基準に適合する一般水底土砂であるため、排出海域は省令第 6 条及び同省令別表に規定する IV 海域とし、なおかつ以下の条件を全て満足する海域を排出海域として選定した。

### ① フェリーの主要航路上に属さない海域

当該排出海域の近海には、島間港～宮之浦港（屋久島）～口永良部漁港（口永良部島）を 1 日に 1 回の頻度で就航する定期旅客船「フェリー太陽」の主要航路があることから、排出海域は海洋投入に使用する作業船が当該定期船の航行障害とならない安全な海域とした。

### ② 漁業権区域への影響を考慮した海域

種子島沿岸から約 3km の海域は共同漁業権区域が設定されていることから、海洋投入による直接的な影響（漁業活動の阻害）を避けるため、排出海域は共同漁業権区域より外海の海域とし、平均流速時における濁りの拡散範囲（排出海域中心から半径 2,000m の円に囲まれた範囲）が共同漁業権区域と重複しない海域とした。

なお、最大流速時における濁りの拡散範囲（影響想定海域。排出海域中心から半径 3,300m の円に囲まれた範囲。）が共同漁業権区域内まで及ぶと予測されたことから、平成 29 年 2 月に南種子町漁業協同組合と協議した結果、当該排出海域における海洋投入処分の同意が得られたため、当該排出海域を排出海域として選定した。

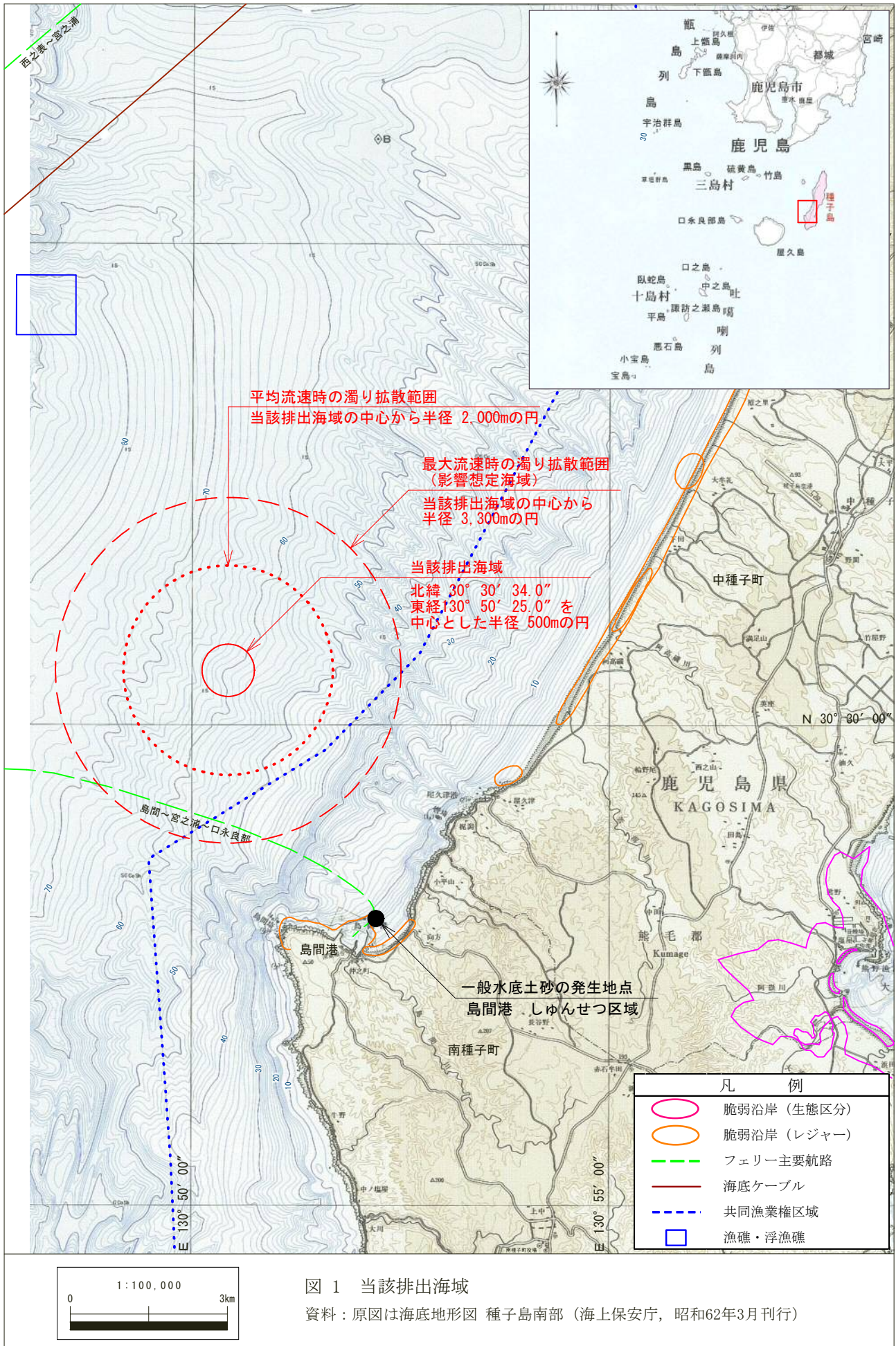
### ③ しゅんせつ区域との距離が最短となる海域

航路埋塞を解消し船舶航行の安全性を早急に確保する必要があることから、効率的かつ迅速に事業を実施するため、排出海域はしゅんせつ区域との距離が最短となる海域とした。

さらに、排出に使用する船が流れ等により移動することを考慮し、排出作業にかかる時間と当該海域の代表流速から排出海域の範囲を以下により設定した。

1 回の排出作業にかかる時間については、鹿児島県種子島の田之脇港で実施した海洋投入処分の実績から 15 分/回とし、当該海域の代表流速については、漂流経路予測プログラム（海上保安庁海洋情報部）で用いられている漂流速度の算定式から 0.54m/s（1.05kn）と予測した。（漂流速度の算定根拠は資料-3 に示す。）

以上から、航行停止状態の排出船は排出開始地点から約 500m（15 分×60 秒×0.54m/s＝486m≒500m）漂流すると予測されることから、排出海域の範囲は排出海域中心から半径 500m の円に囲まれた範囲内とした。



また、当該排出海域の周辺に、他の許可における排出海域の存在を確認するため、当該排出海域周辺における海洋投入処分の許可状況（平成 29 年 12 月 20 日時点）をとりまとめた（表 1 (1) ～ (2)、図 2）。

確認の結果、いずれの排出海域も海洋投入が完了しており、影響想定海域が重複する可能性はない。

なお、当該排出海域に最も近い他の許可における排出海域として、許可番号 15-001（鹿児島県 田之脇港）が種子島の東側海域に位置しているが、双方の排出海域の中心点間の距離は直線にして約 32km 離れており、影響想定海域（当該排出海域：中心から半径 3.3km、許可番号 15-001：中心から半径 3.8km）を考慮しても約 26km 離れていることから、双方の影響想定海域は重複しない。

表 1 (1) 当該排出海域と周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量 (m <sup>3</sup> )	排出海域
6-002	住友化学株式会社	2007年4月1日から 2012年3月31日まで	2,000,000	[1][2]と北緯 30° 33' 00" 東経 133° 50' 00" を結ぶ線の延長と II 海域の北側境界線の交点 [2]北緯 30° 27' 18" 東経 133° 54' 18" [3]北緯 30° 19' 00" 東経 133° 50' 00" [4]北緯 30° 7' 00" 東経 133° 30' 00" [5][4]と北緯 30° 15' 00" 東経 133° 18' 00" を結ぶ線の延長と II 海域の北側境界線の交点 以上 5 点の内側
7-008	小正醸造株式会社 他 5 社	2007年4月1日から 2012年3月31日まで	10,600	北緯 30° 20'、東経 128° 31' を中心とする半径約 9.3km の海域
7-009	小正醸造株式会社 他 5 社	2007年4月1日から 2012年3月31日まで	101,400	北緯 30° 45'、東経 132° 10' を中心とする半径約 9.3km の海域
7-010	山元醸造株式会社 他 5 社	2007年4月1日から 2012年3月31日まで	16,000	北緯 30° 58.5'、東経 128° 15.5' を中心とする半径約 9.3km の海域
7-011	山元醸造株式会社 他 5 社	2007年4月1日から 2012年3月31日まで	16,000	北緯 30° 45'、東経 132° 10' を中心とする半径約 9.3km の海域
7-012	薩摩酒造株式会社 他 15 社	2007年4月1日から 2012年3月31日まで	752	北緯 30° 20'、東経 128° 31' を中心とする半径約 9.3km の海域
7-013	薩摩酒造株式会社 他 15 社	2007年4月1日から 2012年3月31日まで	154,242	北緯 30° 58.5'、東経 128° 15.5' を中心とする半径約 9.3km の海域
7-014	薩摩酒造株式会社 他 15 社	2007年4月1日から 2012年3月31日まで	54,006	北緯 30° 42'、東経 132° 19.5' 及び 北緯 30° 45'、東経 132° 10' を中心とする半径約 9.3km の海域
7-028	旭ファーム株式会 社	2007年7月20日から 2012年7月19日まで	17700	北緯 31° 08' 00"、 東経 128° 25' 00" を中心とした半径約 9.3km の海域

参考：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」（環境省ウェブサイト 2017 年 12 月 20 日時点）より作成

表 1 (2) 当該排出海域と周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量 (m <sup>3</sup> )	排出海域
7-029	有限会社太陽畜産	2007年8月1日から 2012年7月31日まで	600	北緯 31° 08' 00"、 東経 128° 25' 00" を中心とした半径約 9.3km の海域
7-030	有限会社ホクサツ えびのファーム	2007年8月1日から 2012年7月31日まで	150	北緯 31° 08' 00"、 東経 128° 25' 00" を中心とした半径約 9.3km の海域
7-032	鹿児島県 鹿児島地域振興局	2007年8月1日から 2012年7月31日まで	101,000	北緯 29° 49' 20"、 東経 129° 50' 13" を中心とした半径 200m の海域
7-033	柿内重光	2007年8月13日から 2012年8月12日まで	2,000	北緯 31° 08' 00"、 東経 128° 25' 00" を中心とした半径約 9.3km の海域
7-034	明石酒造株式会社	2007年8月13日から 2010年8月12日まで	600	北緯 31° 08' 00"、 東経 128° 25' 00" を中心とした半径約 9.3km の海域
7-036	神楽酒造株式会社	2007年9月5日から 2011年9月4日まで	560	北緯 31° 08' 00"、 東経 128° 25' 00" を中心とした半径約 9.3km の海域
8-005	鹿児島県十島村 (東之浜港)	2008年3月13日から 2011年3月12日まで	31,600	北緯 29° 35' 20"、 東経 129° 32' 00" を中心とした半径 200m の海域
9-003	鹿児島県奄美市 (山間港)	2009年9月1日から 2011年8月31日まで	48,100	北緯 28° 15' 00"、 東経 129° 39' 00" を中心とした半径 200m の海域
11-001	鹿児島県 (和泊港)	2011年9月1日から 2012年3月31日まで	24,000	北緯 27° 19' 15"、 東経 128° 46' 35" を中心とした半径 200m の海域
12-003	宮崎県 (大堂津漁港)	2012年4月1日から 2013年3月31日まで	39,000	北緯 31° 34' 41"、 東経 131° 27' 31" を中心とした半径 300m の海域
15-001	鹿児島県 (田之脇港)	2015年1月16日から 2017年1月15日まで	73,000	北緯 30° 40' 35.0"、 東経 131° 06' 36.9" を中心とした半径 200m の海域
17-007	鹿児島県十島村 (小宝島港)	2017年12月1日から 2021年8月31日まで	15,100	北緯 29° 8' 30"、 東経 129° 20' 30" を中心とした半径 200m の海域

参考：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」（環境省ウェブサイト 2017 年 12 月 20 日時点）より作成

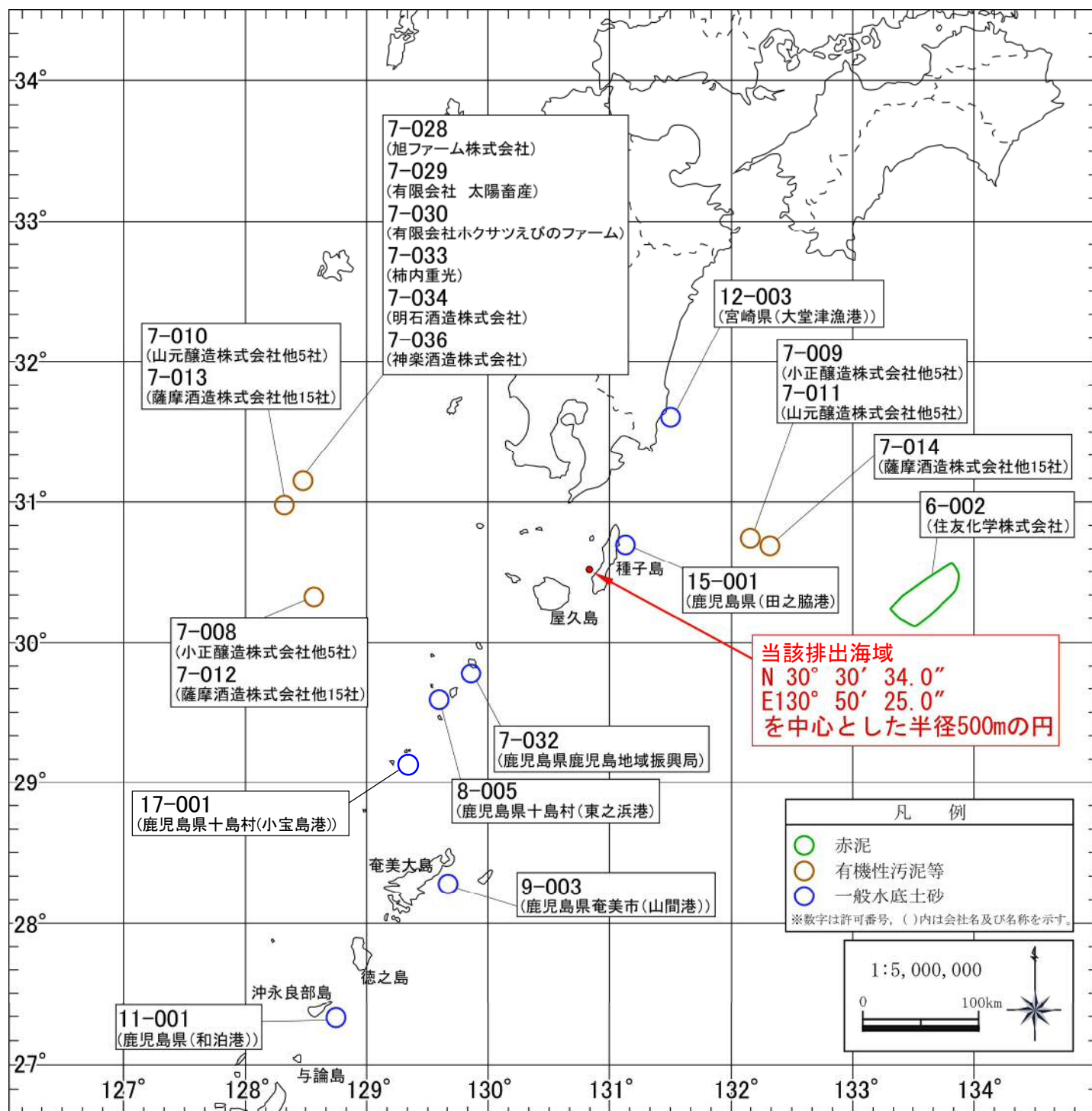


図 2 当該排出海域と周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域との位置関係